

社会福祉法人愛知県共同募金会共同募金委員会設置規程

(設置)

第1条 本会は、定款第38条の規定にもとづいて、共同募金委員会(市、区の区域は支会、町村の区域は分会)(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の区域内に、学区等の区域を単位とする地区分会を設けることができる。

(目的及び事業)

第2条 委員会は、共同募金運動の目的達成のために、本会の定める諸計画に基づき、区域内の地域福祉の推進のため、民意を十分に反映し、次の事業を行う。

- (1) 区域内における共同募金活動の実施
- (2) 区域内における共同募金ボランティアの受入れ、登録、研修及び活動の企画・実践
- (3) 区域内における広報・啓発活動の実施と世論の醸成
- (4) 区域内における民間地域福祉に係わる 資金需要の把握及び配分計画案の策定等配分調整の実施
- (5) 区域内における社会福祉協議会及び受配者との連絡並びにボランティア団体等からの相談への対応
- (6) 歳末たすけあい運動の推進
- (7) 関係組織との連絡調整
- (8) その他、共同募金運動の目的達成のために必要な事業

(役員)

第3条 委員会に、つぎの役員を置く。

理 事

監 事

(代表者)

第4条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員会を代表して会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。

4 会長及び副会長は、委員会の理事会において選任する。

5 会長及び副会長は、理事とし、その定数に含まれるものとする。

(理事)

第5条 理事は、理事会を組織して、第2条に定める目的を達成するために必要な事項を決定し、その執行に当たる。

2 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。

(監事)

第6条 監事は、委員会の業務及び財務を監査して評議員会に報告する。

2 監事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。

(評議員)

第7条 委員会に、評議員を置くことができる。

2 評議員は、評議員会を組織して、第2条に定める目的を達成するために必要な事項を議決する。

3 評議員は、当該区域の民意を公正に代表する者で、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(専門委員会)

第8条 委員会に、第2条に定める目的を達成するために専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、会長が委嘱する。

3 専門委員会の設置運営に関する規程は、別に定める。

(会計)

第9条 委員会の会計規程については、別に定める。

(経費)

第10条 委員会の経費は、本会からの事務費及びその他の収入をもって充てる。

(住民参加)

第11条 委員会は、住民参加による会務の運営を行うため、役員、評議員及び各委員を地域住民から公募することができる。

(事務局)

第12条 委員会の事務を処理するため事務局を置く。

(会則)

第13条 委員会は、本会が定める委員会会則準則に基づき、それぞれ会則を制定するものとする。

2 次の事項は、会則をもって規定する。

(1) 名称

(2) 事務所の所在地

(3) 会長、副会長、理事、監事、評議員の定数及び任期

(4) 理事会、評議員会の招集、議長及び定足数

3 会則の制定または改正にあたっては、理事会又は評議員会の議決を得るものとする。

(評議員についての準用)

第14条 評議員を設置しない場合には、第5条(理事)及び第6条(監事)の規定において「評議員会」を「理事会」と読み替えるものとする。

(運営委員についての準用)

第15条 役員を運営委員とする場合には、「理事」「評議員」または「理事会」「評議員会」を「運営委員」または「運営委員会」と読み替えるものとする。

附 則

本規程は、昭和56年4月1日からこれを施行する。

1 社会福祉法人 愛知県共同募金会支会分会設置規程は廃止する。

(昭和56年4月1日施行)

附 則

本規程は、平成12年4月1日からこれを施行する。

附 則

本規程は、平成13年8月1日からこれを施行する。

(附 則)

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。